

諮問実施機関	： 熊本県知事
諮問日	： 平成30年（2018年）8月20日（諮問第196号）
答申日	： 平成31年（2019年）2月22日（答申第155号）
事案名	： 水俣病関係訴訟で最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の記載内容に関する記録等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が水俣病関係訴訟で最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の記載内容に関する記録等について平成30年（2018年）2月22日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成29年（2017年）12月20日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関の諮問（諮問第161号「水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した『上告受理申立て理由書』の記載事項に係る『根拠資料』等の不開示決定（不存在）に関する件」）に対する熊本県情報公開審査会の答申（平成28年（2016年）3月28日付け答申第121号）において、実施機関は「心因性や作為性」との記載に関する説明として、「感覚障害の原因が困難なことを説明するために同理由書で使用したに過ぎないため」とした。

- ① 「作為性」との不適切な表現が記載された資料を、なぜ熊本県（以下「県」という。）は本件訴訟のみに使用したのか。当該記載に至った経緯の記録等。（以下「本件開示請求1」という。）
- ② ①が記載された資料を、県はどのようにして調べたのか。このことに関しての記録等。（以下「本件開示請求2」という。）
- ③ 「過ぎない」ものを、県が「上告受理申立て理由書」に使用するに当たって、誰の判断によるものなのか。このことに関しての記録等。（以下「本件開示請求3」という。）

の開示を求める。

- 2 平成30年（2018年）1月31日及び2月13日、実施機関は、本件開示請求に形式上の不備があるとして、条例第6条第2項の規定により、

審査請求人に対し、補正通知書を送付した。

3 平成30年（2018年）2月8日及び同月17日、実施機関は、審査請求人から、当該補正通知書に対する補正書を受理した。

2回の補正により確認された開示請求書の内容は、次のとおりである。

(1) 本件開示請求1について

「作為性」との不適切な表現が記載された資料を、県は誰の判断によって本件訴訟のみに使用したのか。このことについての記録等。

(2) 本件開示請求2について

「作為性」が記載された資料を、県はいつ、どこで、誰がどのように調べたものなのか。このことについての記録等。

(3) 本件開示請求3について

「作為性」が記載された資料を、県は「『上告受理申立て理由書』で使用したに過ぎない」とのことだが、この「過ぎない」という文言を使用した判断は誰が下したものなのか。このことについての記録等。

4 平成30年（2018年）2月22日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、本件開示請求1については部分開示決定を、本件開示請求2については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を、本件開示請求3については全部開示決定を行った。

5 平成30年（2018年）4月13日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して本件不開示決定に係る処分を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った。

6 平成30年（2018年）8月20日、実施機関は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定により、当審査会に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件不開示決定に係る処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 医学書に書かれている「作為性」を、上告受理申立人熊本県知事らが「上告受理申立て理由書」中に記載するのであれば、処分庁が不存在として不開示とした本件開示請求2に関する記録等は存在したはずであって、そうでなければ、当該理由書に当該記載をすることはできないので、これを特定し、開示することを求める。

(2) 処分庁が「実際に感覚障害の検査を行う際は、本人の応答に頼らざる

を得ないところもあり、心因性や作為性によって違う判断が出る可能性もあるということが専門書等にも書かれていることから、当該表現を用いた。」と説明するように、感覚障害の検査に当たって本人の応答に頼らざるを得ないのであれば、本件開示請求2に関する行政文書は存在したはずである。そうでなければ、「上告受理申立て理由書」中に「作為性」との不適切な表現を記載することはできないので、実施機関の当該説明は、同庁の情報隠しである。

- (3) 四肢末梢優位の感覚障害のみからなる水俣病が現時点では医学的に解明されていないのであれば、本件開示請求2に関する行政文書は存在したはずであって、そうでなければ、〇〇さんを「ニセ患者」とみなすようなことはできないので、実施機関の当該弁明は到底承服できない。
- (4) 「水俣病の医学一病像に関するQ&A」に記載されているように、「感覚障害が極めて多種多様な原因によって生じる」ものならば、本件開示請求2に関する行政文書は存在したはずであって、そうでなければ、「上告受理申立て理由書」中に「作為性」との記載はできないことから、実施機関の当該弁明は到底承服できない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の弁明書の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

本件開示請求2については、医学書に書かれているような、医学的にコンセンサスが得られている事実であることから、県は調査研究しておらず、請求に係る資料は、存在しない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

##### 1 本件不開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求2に関する行政文書が存在しない理由について、第4のとおり説明している。

確かに、実施機関が、「作為性」という表現は医学書に書かれているような、医学的にコンセンサスが得られた事実であると判断しているのであれば、それについて県は調査や研究をしておらず、記録等は存在しないとする当該説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、「作為性」が記載された資料について、本件開示請求2に関する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は、首肯し得る。

##### 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

### 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛  
会長職務代理者 井寺 美穂  
委 員 立石 邦子  
委 員 末松 恵美  
委 員 中嶋 直木

#### 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成31年（2019年）1月 9日	・ 諮問（第196号）
平成31年（2019年）2月13日	・ 実施機関の説明聴取及び審議